

介護保険事業者における事故発生時の報告の取扱い基準

1 目的

介護サービスの提供により事故が発生した場合に、速やかにサービス提供事業者からふじみ野市へ報告が行われ、事故の解決及び再発防止に資することを目的とする。

2 根拠

介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）、介護老人保健施設の人員、施設及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）、指定介護療養型医療施設の人員、施設及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）に規定する事故が発生した場合のふじみ野市への報告は、この基準に定めるところによるものとする。

3 事故報告の対象となる事業者及び介護保険サービス

指定介護保険事業者（以下、「事業者」という。）が行う介護保険適用サービスとする。

4 報告事項

報告すべき事故の範囲は、次のとおりとする。

(1) サービスの提供による利用者のけがや死亡等（以下、「けが等」という。）

- ① けが等とは、転倒・転落・体位変換、交通事故等に伴う骨折や裂傷、打撲、火傷、誤えん、異食、誤投薬等で、医療機関において治療（施設内における医療処置を含む。）又は入院したもの及びこれ

に伴い死亡したものをいう。ただし、擦過傷や打撲等の比較的軽度のものは報告を要しない。なお、これ以外でも家族等に連絡の必要があると判断するものは、市へも報告すること。

- ② 事業者側の責任や過失の有無は問わない。(利用者の自己責任及び第三者の過失による事故等も含む。)

(2) 感染症、食中毒及び結核

感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成14年法律114号)第6条第2項から第9項までに規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症(厚生労働省の定める感染症発生動向調査において定点把握とされたものを除く。)、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症をいう。

- (3) 従業員の法令等違反、不祥事等(利用者の処遇に影響があるもの) 虐待、預かり金の横領・紛失、書類紛失、送迎時の交通事故等

(4) その他、報告が必要であるもの

利用者の行方不明や自然災害、火災、盗難等の発生により、利用者に影響のあるもの。

5 報告の時期・手順

- (1) 事業者は事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に報告すること。ただし、緊急又は重大な事故の場合は、事故発生後早急に電話等で報告すること。

- (2) 第1報は、少なくとも別紙様式内の1から6の項目までについて可能な限り記載し、その後、状況の変化等必要に応じて、追加の報告を行い、事故の原因分析や再発防止策等については、作成次第報告すること。

6 報告方法

- (1) 報告にあたっては、別紙「事故報告書(以下、「報告書」という。)」により、郵送、メール又はFAXにて提出すること。なお、送付先に間違いのないよう十分確認すること。

- (2) メールで提出する場合は、タイトルを「事故報告 第○報(事業所名)」とすること。

- (3) FAXで提出する場合は、個人情報に該当する部分を空欄で送信し、送信後に電話により着信の確認と併せて個人情報部分を口頭で伝え、追って個人情報等を記載した報告書を郵送又はメールにして提出すること。

7 報告に対する市の対応

- (1) ふじみ野市は、報告を受けた場合、事故に係る状況を把握するとともに、必要に応じて当該事故の対応を行うものとする。
- (2) 対応する事故は、事故当事者がふじみ野市の保険者である場合を原則とするが、必要に応じて、他の市町村の被保険者にかかる事故についても、当該市町村と連携し対応するものとする。
- (3) 重大な事故については、必要に応じて、埼玉県、埼玉県国民健康保険団体連合会又は他の団体等と連携を図るものとする。

8 報告先

- (1) 被保険者が属する保険者（市区町村）
- (2) 事業所、施設が所在する保険者（ふじみ野市）
〒356-8501
ふじみ野市福岡1-1-1
ふじみ野市役所 福祉部 高齢福祉課 介護保険係
電 話 049（262）9037（直通）
F A X 049（261）7621
メール kaigo@city.fujimino.saitama.jp